

議案第6号

日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月23日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、市の議会の議員の選挙において選挙運動のために使用するビラを頒布すること及び当該ビラの作成に要する経費について一定の限度まで公費で負担することが可能となったこと等により、日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 日進市長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を1枚当たり7円30銭から7円51銭に引き上げる。
- (2) 日進市の議会の議員の選挙における選挙運動に関し、候補者が公職選挙法の定めるところにより頒布する選挙運動用ビラの作成に要する経費について、1枚当たり7円51銭を限度額として公費負担とする。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年日進市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>日進市の議会の議員及び長の選挙における法第142条第1項第6号</u>のビラの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。 (ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>日進市の議会の議員及び長の選挙における候補者</u>(以下「候補者」という。)は、第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により日進市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。 (ビラの作成の契約締結の届出)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者<u>(以下「ビラ作成業者」という。)</u>との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、日進市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。 (ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払</p>	<p>日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>日進市長の選挙における法第142条第1項第6号</u>のビラの作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。 (ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>日進市長の選挙における候補者</u>は、第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により日進市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。 (ビラの作成の契約締結の届出)</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、日進市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。 (ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とす</p>

うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

る者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円30銭を超える場合には、7円30銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、7円30銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名、第1条及び第2条の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第3条から第5条までの規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の日進市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例第1条及び第2条の規定は、平成31年3月1日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。